市町村の災害対応力の強化支

本事業の趣旨

1

事業として、「市町村災害対応力 策の柱の一つである「地域の防災力 強化支援事業」に取り組んでおりま の強化」に係る、本年度からの新規 一次やまなし防災アクションプラン」 (平成2年度~28年度)の主要な施 県(防災危機管理課)では、「第

政と地域(自主防災組織、消防団、 災害、富士山噴火など、それぞれの 等々)が、その具体的なイメージや実 地域で起こり得る災害について、行 の大地震や大規模な風水害、土砂 念される東海地震をはじめ、直下型 効性ある予防・応急対策の在り方 その趣旨は、近い将来の発生が懸

でいけるよう支援していく、という つ地域ぐるみで防災対策に取り組ん をしっかりと共有して、全庁体制か 本年度は全ての市(十三市)を、来

課や地域県民センターの職員が、防 を編成して訪問します。 範准教授等)と共に「キャラバン隊」 防災研究室・鈴木猛康教授、秦康 災アドバイザー(山梨大学工学部 年度は全ての町村(十四町村)を、当

ていきます。 じて計画的かつ継続的な支援を行っ を作成し、それに基づき、年度を通 踏まえて、具体的な支援プログラム と思われる部分や、市町村の要望を 施した後、市町村ごとに強化すべき 育委員会、等々)からヒアリングを実 (防災主管課、建設課、福祉課、教 そして、市町村の防災関連主要課

2 具体的な支援内容



中央市における第3回目の研修風景・・・山梨大学の災害対応管理システムを用い た簡易図上訓練の様子

ていきたいと考える課題は、次の二 (1) 市町村が全庁体制で災害応急

この事業で、特に重点的に支援し

や、発生の可能性が高まっている場合 地域に大規模な災害が発生した時

練の支援

対策に取り組むための研修、訓

山梨県総務部 防災危機管理課

に取り組む必要があります。 するなどして、全庁体制で応急対 には、市町村は災害対策本部を設置

更に、それらに基づく訓練の反復によ 的な業務分掌や対応策等が記載され は、災害時等における各課毎の基本 いくかについての協議やマニュアル化、 関係機関等と連携しながら実施して 運用するには、どのように他部課や ています。しかし、それらを具体的に る習熟が必要です。 このため、市町村地域防災計画に

このため、それぞれの市町村に起こ

り得る大規模災害の具体的な想定に ド中心の情報処理では限界がありま 策本部等において、紙やホワイトボー 集中するような状況下では、災害対 要請・対応件数が数百件を超えて 害対応力のレベルアップを促します。 実施を支援する等して、各課毎の災 基づく、全庁的な災害図上検討会の 会館において行う予定です。同市や 報共有化を図る訓練を、来る10月20 理システムを用いて、効率的に被害 た(ICTを活用した)災害対応管 る方策として、山梨大学等が開発し す。災害対策本部を有効に機能させ 情報、各種要請・対応の受伝達や情 また、大災害が発生し、短時間に (日)午前中に中央市立玉穂総合

> 甲府市等の周辺市町、県等が参加し、 難対応の総合図上訓練を、本事業の 者を周辺市町が受け入れる広域避 た」等の想定で、数千人以上の避難 が大洪水で決壊する可能性が高まっ 「釜無川・左岸の堤防(中央市南部 一環として実施します。

(2)地域の自主防災組織等の災害 対応力強化支援

地域防災力向上の重要課題の一つと

考えています。

本年度のもう一つの新規事業とし

年であることから、いかに地域防災の 役員も兼ねており、その任期が一~二 治会組織の役員が自主防災組織の ノウハウを蓄積・継承していくかは、



南部町における、自主防災組織役員、消防団リーダー、役場職員が参加しての災害図上演習研修の様子

本県では、多くの地域において、自

ら開講いたします。

災リーダー養成講座)を今年10 よる防災士養成講座 (甲斐の国・ て、山梨大学防災研究室との協働に

月

いただいた防災担当職員や中核的な ただく予定です。 般にわたる基礎知識を身につけてい 4日間の研修を通じて、防災対策全 地域防災リーダー等を考えており、 受講者は、主に、市町村から推薦を

引役となって御活躍いただけるよう、 方々が地域防災力強化の中心的な牽 み重ねることで、近い将来、防災士の 共同で講師陣を担う取り組みを積 座・修了者の方に御同行いただき、 上演習等を行う際に、防災士養成講 防災講話や防災マップづくり、災害図 て、当地に起こりうる災害についての 市町村の出張講座等で地域に出向い 支援していきたいと考えております。 そのうえで、「キャラバン隊」や県

ただきたいと考えております。 を、県として継続的に支援させてい みの災害対応力(=防災力)の強化 町村における全庁体制かつ地域ぐる こうした取り組みを通じて、各市

整備等事業

防災拠点として高度な機能を備えた 「山梨県防災新館」 一の建設

ります 地震が発生する確率が高い現状にあ おり、今後30年以内に震度6以上の 震防災対策強化地域」に指定されて 6以上が予想される地域として「地 山梨県は、東海地震によって震度

ました。 ない可能性が高いことから、平成21 地震等の災害発生時に、県庁舎が るものもあり、今後想定される東海 は、耐震基準(Is値)を下回ってい 計画(以下「基本計画」)を策定し 年3月に県庁舎耐震化等整備基本 機能として役割を十分に発揮でき 被災者の救助、復旧活動のセンター しかしながら、山梨県庁舎の中に

備を開始し、本年9月2日に開館し からPFI事業により防災新館の整 基本計画を踏まえ、平成22年10月

1階部分は、「やまなしプラザ」と

の方にも土日祝日を含め有料で利用 課、警察本部の事務室を配置します。 ら9階までは教育委員会、防災関係 分を確保するとともに、来庁者以外 ミュージアム」などを整備し、2階か まなしブランドを広く情報発信する 出に配慮したイベントスペースや、や 総称し、中心市街地のにぎわいの創 「まるごとやまなし館」、「ジュエリー 駐車場については地下1階に92台

よる包蔵地内にあり、発掘された約 していただけるよう整備しました。 石垣展示室」として県民の方に見学 下1階駐車場に移築保存し「甲府城 400年前の甲府城石垣の一部を地 また、建設地は文化財保護法に

「やまなしプラザ」活気やにぎわいを創出する

活気やにぎわいを創出する場として 信するとともに、県民の交流を促し、 等のやまなしブランドを広く情報発 県が世界に誇る地場産品や観光資源 や観光客に訪れていただけるよう、本 1階部分に、県内外の多くの県民

整備しました。 運営庁内連絡会議を発足し、全庁 また、県では、「やまなしプラザ」

やまなしプラザ入居施設の紹介

ます。

していただけるよう取り組んでおり 丸となって、多くの方に施設を利用

○イベントスペース

いただけるようにしています。

り、稼働日数年間200日を目標 なっています。 に貸出先の誘致等に努めることに PFI事業者の管理運営によ

オープンスクエア

ラス張りのイベントスペース スクリーンを用いたパブリッ (320㎡)で、150インチの 外から見え、外に見せるガ



オープンスクエア

山梨県総務部



2

県民ひろば(ピロティ)

ラネタリウム投映会等を計画 奏や野菜、フルーツの朝市、プ り、ミュージシャンのライブ演 ンチの大型デイスプレイを設 きな広場(421㎡)で、90イ しています。 置し、イベント映像を流した 2階吹抜けで屋根のある大

○オープンカフェ

供します。 民間事業者の独立採算により提 のが一箇所で味わえるもの等を りや名産品のセット、県内産のも ナショップで、フルーツのカット売 本県の特産品を味わえるアンテ

○まるごとやまなし館

者の独立採算により提供します。 もって産まれた商品を、民間事業 もの、山梨ならではのこだわりを イン、乳製品等を始め、掘り出し 力を発信する場として、銘菓やワ 県産品の販売により山梨の 魅

ファッションショー、音楽、ダン クビューイングやジュエリー ○山梨ジュエリーミュージアム

スイベント等を計画していま

エリーの加工技術の実演も交え ともに、山梨県が世界に誇るジュ て紹介します。 飾業の歴史や宝飾展示をすると 付属施設として、県が運営し、宝 山梨県立宝石美術専門学校の

○山梨県生涯学習推進センター

の方に利用いただけます。 活動や交流活動の場として多く 体、学習グループ等自主的な学習 拠点として県が運営し、学習団 県民の皆様の生涯学習活動

3 県庁敷地のオープン化

平成2年3月に「オープン県庁敷地 整備計画」を策定しました。 用しやすい開かれた敷地とするため、 県庁敷地について、県民に身近で利

平成27年度中に完成する予定です。 が感じられる開放的な敷地整備を、 いの創出を図るとともに、歴史や文化 域への人の流れを促し、活気やにぎわ 甲府市中心街や甲府城など周辺地 主には、円形広場や芝生広場等の

> 帯の整備等を行うこととしています。 先人の功績を展示します。 憩いの場の整備やユニバーサルデザイ し、明治以降近代の山梨県ゆかりの 定有形文化財である別館を改修して 去、敷地内の安全な動線の確保、緑地 ンに配慮した段差の解消、門扉の撤 「山梨近代人物館(仮称)」を整備 また、敷地の整備に併せて、県指

おわりに

動を行っております。 り、年間200日の誘致が図れるよ について、PFI事業者が主体とな う、各種団体や民間企業等にPR活 やまなしプラザのイベントスペース

> るよう努めますので、今後、皆様方 の積極的な活用をよろしくお願いし られ、中心市街地がより活性化され 県としても、にぎわいの創出が図

自治 **Q&A** お答えします!





地方交付税について教えて下さい。



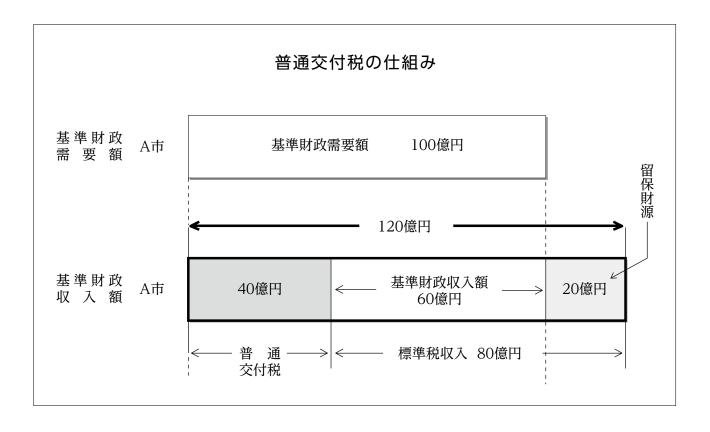
地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が 一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準に よって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源)という性格をもっています。また、 地方交付税の使途は、国庫補助金と異なり地方団体の自主的な判断に任されており、国がその使途を制限したり、条件を付 けたりすることは禁じられています(地方交付税法第3条第2項)。

地方交付税の総額は、所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%(消費税率引き上げに伴い、平成26年度: 22.3%、平成27年度: 20.8%、平成28年度以降: 19.5%に変更予定)、たばこ税の25%とされています(地方交付税法 第6条)。

地方交付税には、基準財政需要額が基準財政収入額を上まわった場合、その差額が交付される普通交付税と普通交付 税で捕捉されない特別の財政需要等に対して交付される特別交付税があります。

交付税総額のうち、普通交付税の額が94%(平成26年度:95%、平成27年度~:96%)、特別交付税の額が6%(平 成26年度:5%、平成27年度~:4%)とされています(地方交付税法第6条の2)。

- ※ 「基準財政需要額」とは、標準的な人件費・行政経費による額で、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該 団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額
- ※ 「基準財政収入額」とは、標準的な税率、徴収率で算定した地方税収入に算入率(75%)を乗じた額で、各地方団体の財政 力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額





基準財政収入額の算定で見込んだ標準税収入と課税実績にかい離が生じた場合の取り扱いについて教えてください。

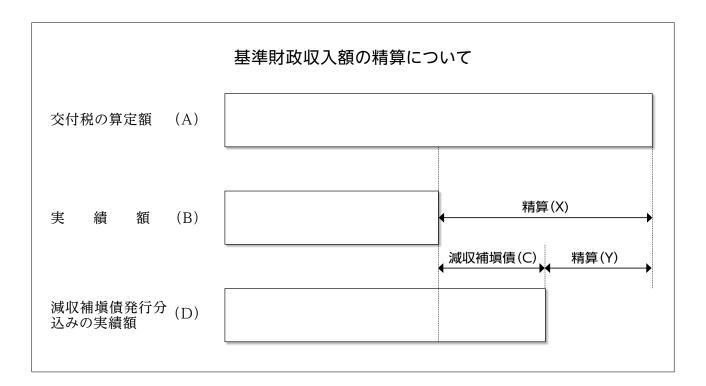


基準財政収入額は、標準的な地方税収入等を算定するものであり、課税実績とのかい離が生じても、原則として 精算は行いません。

ただし、税目によっては当年度の基準財政収入額算定後、毎年度ごとの額の変動が大きく、基準財政収入額で見込んだ額と実績とが大きくかい離する場合があり、また、それが地方団体の財政運営に著しい影響を与える場合があることを考慮して、算定に用いた額と実績額との差を是正する制度を設けています。

是正方法には三つの方法があります。

- ① 減収補塡債の発行[法人税割、利子割交付金] 住民税法人税割等が基準財政収入額の算定において見込んだ収入見込額を下回ると見込まれる場合は、この減収を補塡するために特別な地方債(減収補塡債)を発行することができ、当該地方団体はその年度の収入が確保されることとなります。この地方債の元利償還金は、後年度の基準財政需要額に算入されることによって財源措置がなされます。
- ② 普通交付税の精算措置[所得割、法人税割、利子割交付金] 住民税法人税割等の算定において算定過大又は算定過少があった場合、①で措置されない額については、翌年度以降の 基準財政収入額に加算又は減算されます。
- ③ 特別交付税による措置 基準財政収入額が著しく過大に算定された場合、当該税収不足相当分を特別交付税により補う場合があります。



- 「精算」とは、交付税の算定額(A)と実績額(B)との差額(X)であり、この(X)は以後3年度以内に精算が行われる。
- \bigcirc 減収補塡債が発行された場合、実績額は (B)に減収補塡債 (C)分を加えた額 (D)となり、これと (A)との差額 (Y) が精算の対象となる。
- ※ 減収補塡債の元利償還金は、県・市ともに75%を基準財政需要額に算入している。



緊急防災・減災事業と全国防災事業について教えてください。



緊急防災・減災事業とは、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業及び全国防災事業の継ぎ足し単独事業を対象とした起債です。平成25年度の地方公務員給与費の臨時特例に対応して創設され、前年度までの緊急防災・減災事業の単独分に加えて、新たに下記の事業が対象となりました。

- 緊急消防援助隊の広域活動拠点施設
- ・ 緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等
- ・ 消防団の機能強化を図るための施設・設備
- ・ 高機能消防司令センター (消防救急無線のデジタル化に併せて整備するものに限る。)
- ・ 防災情報システム、衛星通信ネットワークシステムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設
- ・ 広域消防運営計画等に基づき実施する消防署所の増改築、機能強化を図るための消防用車両等の整備、統合される消防本部 を消防署所として有効活用するために必要となる改築
- ・ 災害時に要援護者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設の耐震化
- ・ 東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業に伴って実施する地方単独事業(継ぎ足し単独事業)

全国防災事業とは、東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費(直轄・補助事業の地方負担分)に係る事業を対象とした起債です。平成24年度までは、緊急防災・減災事業という名前でしたが、平成25年度から全国防災事業と名称が変更されました。対象となる主な事業は、次の表のとおりです。

1 平成24年度東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業 補助事業

省庁 (特会名)			国の予算上の科目			備考	
)	項	目	明細	1/用与	
内	閣	府	地域再生推進費	地域再生基盤強化交付金		全国防災に係るものに限る。	
警	察	庁	交通警察費	都道府県警察施設整備費補助金	交通安全施設整備費補助金		
一言	杂)1	警察活動基盤整備費	都道府県警察施設整備費補助金	一般施設整備費補助金		
文部科学省		2 省	公立文教施設整備費	防災対策推進学校施設環境改善交付金			
厚生労働省		品业	水道施設整備費	水道施設整備費補助	簡易水道等施設整備費補助		
		助 1目	小坦旭故證佣貨	小坦施設登補負補助 	水道水源開発等施設整備費補助		
団	1 土 交 通 省		社会資本総合整備事業費	社会資本整備総合交付金		全国防災に係るものに限る。	
国			水源施設開発事業費	水道水源開発施設整備費補助	水道水源開発移設整備費補助		

2 平成25年度東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業

(1)補助事業

(- / 1111-73 3 717								
省庁	国の予算上の科目			備考				
(特会名)	項	目	明細	1佣号				
	公立文教施設整備費	防災対策推進公立学校施設整備費負担金	公立小中学校施設整備費					
文部科学省		例次对京推進公立子权施設整備負負担並	公立特別支援学校施設整備費					
		防災対策推進学校施設環境改善交付金						
農林水産省	農山漁村地域整備事業費	防災対策推進農山漁村地域整備交付金						
展 M 小 座 自	治山事業費	防災対策推進治山事業費補助	山地治山総合対策事業費補助					
国土交通省	社会資本整備総合整備事業費	防災対策推進社会資本整備総合交付金						

(2)直轄事業

省庁	国の予算上の科目			備考	
(特会名)	項	目	明細	加方	
社 会 資 本	東日本大震災復興道路交通安全対策事業費	防災対策推進交通安全施設等整備事業費			

主な対象事業について説明してきましたが、その他起債の対象となる事業については、地方債同意等基準等、地方債同意等基準運用要綱及び地方債に係る質疑応答集等も併せて参照してください。

なお、緊急防災・減災事業については、地方公務員給与費の臨時特例に対応して創設された事業であるため、平成25年度限りの措置とされています。また、全国防災対事業についても、東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業を対象としているため、今後の事業の継続等については、国の動向に注視する必要があります。

地方債は、長期に渡る借入金であるため、世代間の負担の公平や地方債を発行する地方公共団体の財政運営の健全性、財政秩序の維持等を損なわないものである必要がありますが、今回の緊急防災・減災事業や全国防災対策事業のように通常より有利な内容で起債出来る新制度がある場合には、積極的に事業計画を策定、実施してほしいと考えます。

市町村調査研究事業

平成24年度に山梨県市町村振興協会の調査研究事業助成金を活用して、市町村職員が自主的・ 主体的に行った計9団体のうち5団体を紹介いたします。

なお、残りの4団体は次号(26年3月号)で紹介します。

制度の紹介

市町村職員が自主的、主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行っております。

①助成対象

単独または複数市町村職員で構成する調査研究グ ループ(市町村長等から推薦がある4人以上の調査 研究グループ)

②対象事業

市町村職員が行う調査研究事業(対象事業のテー マは問いません)

③助成対象経費

事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、 検討会費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等

④助成額 助成対象経費の全額(30万円限度)

⑤助成期間 原則単年度。継続事業にあっては最大限2年間

・ 平成 26 年度における本事業の助成希望に関する調査を 11 月下旬に行う予定ですので、本制度の活用 についてご検討をお願いいたします。

公益財団法人 山梨県市町村振興協会

甲府市

新たな事業展開に向けた成長 戦略の条件整備と時代の少し 先を行く付加価値の創造

「甲府のカプロジェクト」 前 庁舎建設総室 中尾 守

民、議会と執行機関の協働を推進する自治の拠点とし 了 て、市民に末長く親しまれる甲府市役所の新庁舎完成に 呼吸を合わせる形で、平成24年度市町村調査研究事業につ いては、市有林材と知的財産というブランド価値を絡ませ、甲 府の様々な可能性や活力を創りだす新たな事業展開につなげ る成長戦略の基盤づくりに取り組みました。

その向かった先の成果としては、特許権ならびに意匠登録 権の取得とともに、市有林材を活用し、公共空間で利用される 「ベンチ」という見慣れたカタチの中に防災機能を持たせるこ とができました。座面部と背もたれ部が簡単に着脱可能で、2 台の担架に変身する、デザイン性にも優れた担架兼用ベンチ と、緊急時には机の台を反転させてストレッチャーとして容易に 移動できる、ものづくりへの深い愛着を感じるストレッチャー兼 用の机として製品化しました。



現在、担架兼用ベンチは、新庁舎の10階展望ロビーに5脚、 5階市長室フロアに1脚、3階の福祉・税務部の窓口フロアに 5脚、そして1階の総合案内付近に1脚を設置しています。

併せて、ストレッチャー兼用の机については、2階の市民部の 窓口フロアに1台設置し、来庁者に紹介しています。

政府が国内外での知的財産の流通を高めることを成長戦略 の柱にしている中で、市町村調査研究事業をきっかけに生まれ た担架兼用ベンチとストレッチャー兼用の机が、思いを繋ぎ、甲 府の息遣いを感じる「甲府ブランド」として成長できたらと願う ばかりです。



全下留市に点在する豊かな自然を「里地・里山・里水」の3つのテーマに分類し、昔から現在に引き継がれてきた生活文化を今後も 絶えることなく、保全、利活用していくためのシステムを構築していくこ とを目的に研究会を設置しました。

内容については、以下のとおり。

- ①里地里山里水の保全・利活用をシステム構築に関する研究
- ②里地里山里水に関するフィールドワーク手法の研究
- ③意識醸成に関するホスピタリティーの研究

研究会は、入庁1年から10年目の若手職員で構成。問題提起や解 決策等は、地域間交流を目的としたフィールドワークを用い、市域にて 職員がヒアリングを行い、情報収集・蓄積を行った。アドバイザーとし て招いたのは、都留文科大学社会学科環境創造コミュニティー専攻教 授高田研氏、フィールドワークのトータルコーディネートとして、ミツカン 「水と文化」編集長賀川一枝氏。両者には、「まちの見方」「有資源 の把握の仕方」「意識醸成のポイント」をアドバイスいただきました。

都留市

「みつめて、みえてきた 里地・里山・里水

「都留市里地里川里水保全と 利活用を促進するためのシステム調査研究会」 産業観光課 佐藤 洋

フィールドワークの成果は、市民へ「カフェ(憩いの場・情報交換の 場)」を提供することで、自主学習の精度を上げていきました。課題やカ フェの目的の明確化、企画、広報、運営、ファシリテートのスキルなどアド バイスいただいたのは、NPO法人都留環境フォーラム代表理事加藤 大吾氏。特に印象的だったのは、課題を明確化し、その課題を克服する ために「自分」の意識を向上させ、ライフスタイルの中で「自分事にとら えることができるか?」という新たな課題を突き付けられたところです。

研究員は、個人スキルの課題と「フットパスをつくる」ためのチーム の課題も抱えています。1年目の成果は、市民と向き合えるスキルを身 につけたこと、問題を抱えるよりも、問題を伝えてチームで共有するほ うが良いというスキルとチームを手に入れたというところです。最大の 課題は、フットパスとは何か?

をフィールドワークを積み重ねながら自答しているところです。今後は、 実践→試行錯誤→再実践→再考→市民へのフィードバックすることを 意識し、保全・利活用システム構築に努めます。

甲斐市

職員の「身だしなみ」に 関するワーキンググループ

「甲斐市身だしなみ向上検討委員会」 人事課 高鳥

要市では、職員の身だしなみについて、市民からの指摘や 市議会の一般質問などを受けて、職員が自分たちの身だし なみについて考えてみようということで、庁内ワーキンググルー プを平成23年12月に立ち上げました。

従来、各所属から「接遇リーダー」を選出し、接遇向上委員会 を組織するなかで接遇向上に取り組んでおり、今回のメンバー は、そのなかから各部局、施設より男女合わせて13名で構成さ れています。

まず、自分たちの身だしなみについて、どのように感じている のかを知るために職員への意識調査を行い、同時に市役所等に 来庁する市民へアンケート調査を行いました。

この結果から、①制服を被服貸与するには、莫大な費用がか かること、②市役所にふさわしい身だしなみを保つには、職員の 統一した意識が必要であること、③身だしなみについて、所属長



が注意、指導する際に明確な基準がないことなどの問題点、課 題が浮かび上がってきました。

この問題点、課題を踏まえ、①制服については、費用、業務内 容、臨時職員の取扱い等の理由により導入しない、②わかりやす い「身だしなみルール」の制定を行うこととしました。

「身だしなみルール」の作成については、十分時間をかけて 協議を行い、民間の接遇講師(アドバイザー)の助言を参考に、 誰にでもわかりやすい基準の作成を行い、庁内会議の承認を得 て、今年の5月から施行しています。

この「身だしなみルール」をはじめとした接遇向上に積極的に 取り組み、より良い市民サービスの構築に繋げていきたいと考え ています。



山梨市

おもてなしの受け入れ 体制の推進に向けて

「山梨市地域活性化調査研究会」 観光課 鈴木 邦彦

▲市が掲げる「おもてなしの心をおみやげに」の目標像に向 い豊かな大地の恵みを受けて育まれた果樹、受け継がれ た歴史や文化、残された自然環境と、南にそびえる日本一の富 士山を観光戦略に活かし、市民一人ひとりが、思いやりの心を 持って、来訪者を迎えるための施策実現に向け昨年度に引き続 き調査研究を実施した。

川梨市観光大使の委嘱に向けて

山梨市の魅力や観光情報を広く国内外に紹介し、市の観光 振興とイメージアップを図るため、「山梨市観光大使」の任命 を目指した調査研究を行った。

観光大使の候補者としては、市の魅力及び情報を積極的に 発信する活動ができる方で市内在住者、出身者や市とのゆか りがある方を候補とし、人脈やネットワーク、更にSNSなどのIT

ツールを幅広く活用し、国内外に市の魅力を紹介してもらえる 方を選出することが、望ましい旨をまとめた。

また、委嘱式など市民に広く告知できる方法や観光大使から の思いを伺う機会を催すことも視野に入れ、「山梨市観光大 使委嘱式・おもてなしシンポジウム」の開催を提案した。

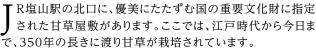
観光大使には、林真理子さん(作家)、風間深志さん(冒険 家)他、10名が選ばれた。

今後も市の観光施策を推進すると共に、富士山世界文化遺 産登録を踏まえ、多くの観光客が山梨市へも訪れてもらえる様 な調査研究を続けて行きたい。

甲州市

まちの宝物 甘草を 生かしたまちづくり

「甲州市甘草の里づくり研究会」 産業振興課 中村 正樹



一昨年、福岡県に本社のある新日本製薬が、これまで難し いとされていた甘草の露地栽培の技術を確立したことから、甲 州市として甘草屋敷由来の「甘草」をまちづくりの起爆剤とし て活用すべく、「甘草の里づくり研究会」を立ち上げ甘草を活 用したまちづくりビジョンの検討を行いました。

現在、甘草を生薬として利用するには、グリチルリチンの含 有率が2.5%を超えなければなりません。2.5%以下の甘草を どう活用していくかも課題ですので、研究会では、甘草ブレンド ティーなど、健康茶としての利用や、甘草屋敷で販売すること などが話し合われました。また、甘草ほうとう麺、甘草パスタ、 甘草クッキー、甘草ワインなど、さまざまな活用方策も提案さ



れ、計画に盛り込まれています。

さらに、甲州市には塩山、勝沼、大和と、それぞれに温泉が ありますので、甘草の肌効果を生かした「美肌の湯」に取り組 むとともに、市民や観光客が甘草などの薬草を使った薬膳料 理と地域の文化を楽しむフットパスを歩くことで、健康づくりに もつながることを提案し、最終目標を「心豊かで健康なまちづ くり」としたところです。

計画に沿って、「甘草の里づくり事業」がスタートし、5月 30日には市民参加で苗の植え付け作業も行いました。これか ら商品化に向けた具体的な検討を、市民参画で進めていくこ ととしています。

県・市町村 から こんにちは

がんばっていま~す。

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。 今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



市町村課 水上 雄基 (南部町)

私は平成25年4月より、南部町から研修生として総務部市町村課にお世話になっております。

当初、これから慣れるまでの間、緊張しながら仕事をするのかと少し不安に思っておりましたが、課長をはじ め周囲の皆様の雰囲気がとても良く、気が付けばあっという間に研修期間も折り返し地点になろうとしており ます。

私は税政担当で固定資産税の担当をさせていただいております。年度当初の4月上旬には各市町村のご担 当者の方々にお集まり頂き、課税免除に係る減収補てんのヒアリングを行いました。私は税政に携わった事も なく、さらにヒアリングをされる側からする側へ、どのように臨めばよいのかわからないまま必死に検収したの を覚えております。そして地方交付税算定業務、固定資産概要調書等の提出書類の検収など、内容の濃い業 務を経験させていただきました。今では、地方税法や実務提要が愛読書になろうとしております。

またこれからは交付税検査、特別交付税の算定等があります。4月から今日までと同様、今しか経験できな い事ばかりなので、知識と経験を増やし南部町に戻ってからこの経験が活かせるように努力するつもりです。

最後になりますが、県庁での経験や多くの人との出会いは、今後の私にとって良い経験で財産になると思い ます。市町村課の皆様には、日々大変お世話になり感謝しております。今後ともよろしくお願いいたします。同 時に、このような貴重な機会を与えて下さった皆様に対しましても感謝申し上げます。これからもご迷惑をお 掛けするかと思いますがご指導の程よろしくお願い致します。



中北建設事務所 峡北支所 小宮山大介

(北杜市)

平成25年4月より北杜市から交流派遣職員として、中北建設事務所峡北支所道路課へ配属となり、南部道路 担当でお世話になっております。

配属から4ヶ月が経ちますが、あっという間の4ヶ月でした。当初は事務処理の方法やシステムの違いなどで 不安や戸惑いを感じましたが、事務所の方々のあたたかいご指導、ご助言をいただきながら、少しずつですが慣 れてきました。まだまだ至らない部分はありますが、皆様に支えられ今日まで過ごすことができました。

私の担当する地域は、韮崎市、北杜市明野町・須玉町で、主に道路の測量、設計、工事の発注、監督業務に携 わっています。これまでも北杜市で道路整備や上下水道整備に携わってまいりましたが、今までに経験したこと のない橋梁工事や電線共同溝工事にも従事し、事業規模の大きさに驚くとともにやりがいと責任を感じながら 貴重な経験をさせていただいております。

また、この4ヶ月間でいろいろな研修にも参加させていただきました。中でも景観への配慮として、構想・設計・ 施工・維持管理の各段階での専門家による景観審査やCGモンタージュ等のビジュアルシミュレーションを行う ことにより、地域のニーズや景観にあった工法の選択など、今まで考えたこともなかった視点での事業の進め方 を学ぶことができました。

この貴重な経験と業務を通じて知り合った多くの皆様との繋がりを、今後の業務に活かしていきたいと考えて おります。このような機会を与えてくださった皆様に感謝申し上げるとともに、今後とも宜しくお願い致します。



福祉保健総務課

日原健太郎 (甲州市)

今年の4月から甲州市の交流派遣職員として、福祉保健総務課に配属され、早くも半年が過ぎようとしてい ます。当初は、市とは異なる仕組みへの対応や膨大な事務量など新たな環境に不安な毎日を過ごしておりまし たが、多くのみなさまにご指導いただき、前向きな気持ちで仕事に取り組むことが出来ました。

私が所属する福祉企画・生活保護担当では、社会福祉に関わる多種多様な事業の対応を行っております。 私はその中で、指定管理者の選定、地域福祉に関わる基金や補助金の取りまとめ、介護福祉士等従事者への 修学資金、高齢者や障害者が地域社会へ定着するための支援、そして地域福祉計画の調整等を担当していま す。業務は県内全域を対象としており、大規模な事業の進行や調整、案件解決ために求められる高い専門性 など、緊張感のある毎日を送っています。また高齢者社会への対応や障害者の地域への受け入れ対策につな がる事業を通じて、地域福祉のあり方についても深く考えさせられる機会を得ることができました。

また短い期間ですが、今回の人事交流を通じて、これからも多くの市町村、県などの職員や関係者にはお互 いの立場を理解し、多様な視野で考え協力していくことが重要だと考えるようになりました。例えば、甲州市 ががんばると川梨県全体も元気になるという、「つながり」を意識するようになりました。

最後に、あたたかく受け入れていただきました福祉保健総務課のみなさま、また協力をいただきました市町 村関係者のみなさまに感謝申し上げます。これからもよろしくお願いします。

Fight

Vol.34 September.2013



県民生活・男女参画課 **丸山 俊文** (山梨市)

平成25年4月から山梨市の交流派遣職員として、県民生活・男女参画課に配属になりました。地域づくりについて広く学びたいと希望した趣旨を汲んでいただき、地域の安心安全のまちづくり、犯罪者の更生支援事業、犯罪被害者等支援事業、声かけ、あいさつ運動の推進など、広く県民に関わる業務をいただきました。それだけでなく、結婚支援という注目の分野の業務もいただき、日々悪戦苦闘しながら勉強する毎日です。結婚支援の事業では、新規のホームページ構築や事業の立案など、前例踏襲できない部分が多く、システムや事業の段取りに不慣れな部分もあり、大変な難しさを肌で感じ、汗を滲ませています。

私の業務は、周知、啓発的な部分が多く、考えるだけではなく見やすく資料化することなどスキル不足を痛感しています。ですが、県民の笑顔を思い浮かべながら、幸せな山梨県づくりのため解り易い資料づくりに励んでいます。

特に、結婚支援(通称:婚活)は、地域の最小単位である家庭を新たに生み出す事業であると考え、その婚活に協力いただける団体や企業は新しい形の地域づくり団体であると思うことにしました。幸せについて考えるのは楽しいですよね。

2年間しか経験できない貴重な時間を、職場のみなさんにご迷惑をお掛けしながら、厳しくも温かい叱咤激励をいただき、日々過ごしています。市役所へ戻った時に、より大きな視点で市民サービスを提供できるよう、余すことなく県庁生活を満喫できるようにがんばります。



平成25年4月北杜市から交流職員として国保援護課へ配属されました。希望をしていた福祉分野について 学ぶ機会を与えてくださったことに深く感謝をしております。

配属先の国保援護課では老人医療・後期高齢者医療制度に関することを担当しています。これまで体の調子が悪ければ、保険に加入し保険料を納めているのだから病院を受診し、診察代を支払うといった被保険者側の立場でしか見えなかったものが、保険者側からの視点で見ることは、とても新鮮に思えました。実は保険といっても私たちが安心して医療サービスが受けられる仕組みの中には、保険料だけでは運営できないので公費も含まれています。つまり社会全体で医療制度を支えている側面があることを知りました。そして、超高齢社会を迎え医療費は膨大となり社会保障の底が抜けないように、負担のあり方について現在議論がされています。社会保障制度はこれからの日本のあり方を考える上で、避けては通れない課題であり次世代に負担を先送りせずにして、かつ現役世代も活躍していける方策が求められています。

仕事の内容は日々勉強中ですが、私は日頃から「人生は出会い」が大事であると思っています。県庁での様々な出会いや経験を自己の財産としながら、今後も精一杯研鑚を重ねたいと思います。そして、市役所に戻った時には、この経験を糧として住民との出会いを大切に仕事をしていきたいと思っています。



市町村課 佐野 慶太

平成25年4月、中央市から市町村研修生として県総務部市町村課にお世話になっております。

私は現在、財政担当として県内市町村の公営企業会計、主に水道事業の企業債や決算状況調査に関すること、公共施設状況調査などの調査・統計業務、また、普通会計における災害復旧事業債・臨時財政対策債に関することや地方公共団体金融機構に関する事務を担当させていただいております。

4月に配属されてすぐ平成24年度地方公営企業決算状況調査が動きだし、約1ヵ月に渡るヒアリングを行うと同時に、平成25年度の起債に係る甲府財務事務所との合同ヒアリングや水道事業に係る調査、各種資料の作成などさまざまなことが同時に進行する状況に自身の準備不足を痛感し、焦りと不安を抱きながらの日々もありましたが、財政担当の皆様のサポートを受け、なんとか4ヵ月を過ごしたところです。

県内27市町村と企業団、地方公共団体金融機構や甲府財務事務所そして総務省の担当者の方々と、非常に多くの皆様と関わらせていただきさまざまな意見や考え方を交わせること、また、県担当者としての市町村への関わりを通じて、別の視点から市町村をみる力を養えることは私にとってとても貴重な経験と財産を与えてくれていると日々感じています。

このような経験を与えてくださいました県市町村課の皆様、そして快く送り出してくださいました中央市の皆様に多大なる感謝をしますとともに、後半の半年間も実りある経験となるよう一日一日を大切に勉強していきます。ありがとうございます。

電子自治体に関する市町村の取り組み 算経費削減に向けて

山梨県市町村総合事務組合 青木 健文 電子自治体推進室

Iはじめに

ています。 経費の削減」に置いた事業を行っ 体推進室では、その目的を「電算 市町村総合事務組合電子自治

ています。既に、相当件数の利活 利用促進も必要と考え、本年度 用が図られてはいますが、更なる 処理しています。メールマガジン す。施設予約システムについては で年間六千五百件を超えていま による申請件数実績は昨年度 まっています。電子申請システム 年間四万五千件を超える予約を 今年度からは第三期の事業が始 成十六年度から稼動しており、 メールマガジンの共同運用は、平 と」による電子申請・施設予約 加している「やまなしくらしねっ 登録者数は五万八千人を超え 山梨県及び県内全市町村が参

> が、各市町村の協議を経て既に実 県内七市町による住民票・印鑑 現しております。 の共同運用 (平成二十二年度~) 証明等のコンビニ交付・広域交付 の共同化(平成二十二年度~) 利用促進を行っています。 これらのシステム等を共同で開 町村による財務会計システム その他の事業としては、県内十

るメリットが得られています。 発・運用することにより、単独で 面でいわゆる「割り勘効果」によ |発・運用することよりも、経費

II設置による研究ワーキンググループの

緯 テーマを調査・ ループ(WG)を設置して様々な を探す中で、例年、ワーキンググ があります。 これ以外にも経費削減の契機 研究してきた経

本年度も、 「電子自治体の推

は施設予約システムの重点的な

ころです。 テーマにして検討を進めていると ぞれ「電算経費の削減」を基本 続WG」「番号制度対応WG」 進に関する研究会」の下に、「情 電子調達WG」を設置し、それ 機器・システム運用と事業継

ついてご紹介します。 次に、それぞれのWGの取組に

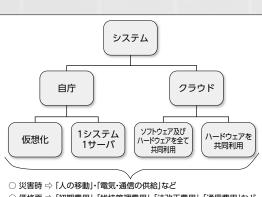
「情報機器・システム運用と 事業継続WG」

て研究を進めています。 とができるかという視点を加え 時等に如何に事業継続を図るこ られる方法は何かについて、災害 最小の経費で最大の効果を上げ 情報機器やシステムについて、

論 メリットについて思うところを議 の運用面・経費面でのメリットデ ウトソース(クラウド化)する場合 単 しています。それぞれ、災害等 システムや機器をインソース ・独・仮想化)で持つ場合、ア

> どうかについてという視点を加え が発生しても事業継続が可 て検討を進めます。 能

できない等が考えられます。 場合はアウトソースのみでは対応 が、周囲の回線断が長期化した による方法が良いと思われます ンソース)が破損した場合を想定 壊滅し、自庁設置のサーバ類(イ すると、クラウド (アウトソース) たとえば、地震が起きて庁舎が



- 価格面 ⇨ 「初期費用」・「維持管理費用」・「法改正費用」・「通信費用」など
- 運用面 ⇒ 「原課側の職員負担」・「管理(情報)側の職員負担」など

ればと考えています。 考にできるような成果が得られ ステム更新等を行う際などに参 していくことにより、各団体がシ このようなことを丁寧に研

「番号制度対応WG_

す。 こと等について研究を重ねていま 市 る「マイナンバー法」施行により 町村が行わなければならない 5月に国会で成立した、い わ

ないのか等、国の明確な指針の無 ように対応していかなければなら どのような影響が出るのか、どの ならざるを得ない状況です。 中 各団体でこの制度導入により (8月上旬時点)で手探りに

ル」を単位として行い、各市町村 見解もあります。このように、評 が評価の単位になるのでは?との 正式な指針では「業務システム」 要がある等が判明していますが て、パブリックコメントを行う必 を使用する「特定個人情報ファイ うことになっています。 を絞った研究を進めていこうとい は、情報保護評価 情報保護審査会への諮問を経 情報保護評価は、この「番号」 今までの議論の方向性として (PIA)に的

> 特定個人情報保護評価の実施の仕組み 情報保護 評価 公開 評価の 必要性 低い しきい値評価 を実施 | 特に高いとは いえない 全件報告した上で 語問機関が対象 選択し抽出確認 各機関の裁量 により意見聴用 重点項目評値 を実施 しきい値評価、重! 項目評価を公開 情報保護評価 の必要性を判断 特に高い

地方公共団体地方独立法人向け参考資料2特定個人情報保護評価指針素案(中間整理)

います あり、苦慮する点が多いと感じて 価 単 ・位一つとっても未だ不明確で

ことができます。

す。 えることができればと考えていま よる事務量や経費を少しでも抑 同で研究する中で、制度導入に ですが、そのうちいくつかでも共 まだまだわからないことだらけ

「電子調達WG

するパターン * 入札情報は従来の運用を継続 *コスト面でのメリットは少ない

* もっとも標準的な導入パターン * 設計図書ダウンロード機能が使え、利 便性は向上 ・紙やCD-Rの準備、配布が不要 ・受付不要のため、透明性が確保

* バターン2に加え、コストメリットが大きい ・業者データのバンチ処理が不要 ・職員の負担軽減(会場準備、受付等) * 事業者の利便性向上 ・移動コスト、印刷コストの軽減

更新/変更処理の簡素化

ミナー」において紹介されたシス れた研究を行っています。 テムについて、実用化を視野に入 テムで、検討要望が多かったシス 5月に開催された「ベンダー

このシステムには電子入札

パターン

パターン2

バターン

バターン4

入札情報サービス 入礼参加资格申請

電子入札機能(工事·物品) 入札情報サービス

電子入札機能(工事・物品)

入札情報サービス

入礼参加资格申請

格申請機能の3つがあります。 能、入札 情 報機能、 、入札 参 加

事 業負担の大幅な軽減になります。 を選んで申請可能となるので、作 申請で一回の作業で複数の市町村 る事業者にとっても、データによる す。そればかりではなく、申請 な事務負担の減少が期待できま 年に一度の契約事務担当者の膨大 市町村が共同で導入できれば、一 入札参加 担の軽減が期待できますが、特に 業者双方にメリットを見出 この機能すべてにおいて事務 このことから、市町村担当者 資格申請機能を複数の

ます。 とめることができればと考えてい し、実用化に向けての課題等をま このようなシステム導入を検討

> ます。 市 町村担当者が集まり ŴĢ

行い 体共同で研究していくことは、今 を極小化する方法について、各団 あるいは増大してもその増大幅 ます。電算経費の削減に向けて、 持った判断が可能になると考え り、各団体においても視野を広く 中で物事を進めていくことによ 情報交換・情報共有を図る

今後もこれに応えるべく業

\blacksquare お いわりに

増す中、 た責務です 検討するのは自治体に課せられ 果をあげるにはどうしたらよいか 地 方自治体の財政が厳 最 少の経費で最大の しさを

うか 準が限定的になりがちと思わ テム改修内容や費用が妥当かど た、システムの中身はとかくベン 形での経費増が多い分野です。ま 伴い、自治体の意志とは関係な 制度の創設等、 特に電算経費は、 任せになりがちなので、シス 、単独での検討ですと判断 国の制 今回 度改 <u>の</u> 番 正

考えます も当室に期待されている面だと 年度のWGに限らずこれから先

を行っていきたいと考えます。